

# 栄典授与の中期重点方針（概要）

平成 28 年 9 月 16 日  
内閣府賞勲局

「時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会」の提言(平成 28 年 5 月 26 日 提出)を踏まえ、閣議了解。

平成 29 年春から 5 年程度の栄典授与の重点方針となり、今後、各省各庁の長は本方針を踏まえて候補者を選考・内閣総理大臣に推薦する。

## (1) 基本方針

- 栄典の授与は、公的部門・民間部門を問わず、国家・公共に対する功労のある者を積極的に選考し顕彰していく。
- 少子高齢化、地方からの人口流出、グローバル化等、社会経済の変化に対応し、栄典を授与すべき分野や功績を適切に見直す。

## (2) 栄典授与分野の見直し

- 自治会、外国人、商工会議所・商工会、中堅・中小企業、保育士、公益法人等の民間功労者を重視
- 自治会、保育士、外国人について授与数の目標を設定  
(毎回の春秋叙勲で 自治会：50 名 保育士：50 名 外国人：150 名)

## (3) 栄典事務の見直し

- 候補者の選考・推薦方法の見直し  
(大臣表彰との連携、女性候補者の別枠推薦制 等)
- 功績評価の見直し  
(地域での活躍を総合的に評価する「地域総合功労」の創設、在留外国人の叙勲年齢引下げ(65 歳以上→50 歳以上) 等)
- 書類作成負担の軽減、電子化等による事務の効率化
- 一般推薦や紺綬褒章の周知・広報

## (4) 実施状況の点検

栄典授与の状況を毎年点検し、その結果を公表。